**〔契約書①－Ｄ〕**

**選挙運動用自動車運転手雇用契約書**

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者 （以下「甲」という。）

と （以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約する。

１

甲は、甲が使用する選挙運動用自動車の運転手として、乙を雇用するものとする。

２

雇用期間 令和

年

月

日から令和

年

月

日まで

３

契約金額 金 円

〔内訳

金 円× 日間（従事日数）〕

（ただし、乙が運転業務に従事しない日がある場合は、従事しない日１日につき金 円を減じた金額とする。）

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第109 条の４第２項の規定に基

４

づき大阪府に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行うものとする。

なお、大阪府に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93 条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物を没収されることとなった場合は、乙は大阪府に支払の請求ができない。

令和

年

月

日

甲

住

所

氏

名

○印

乙

住

所

氏

名

○印